

担当局・区	副首都推進局	審議会等の名称	「副首都ビジョン」のバージョンアップに向けた意見交換会
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の兼務数の上限を超えることから、他の学識経験者等の検討も行いましたが、当該メンバーに代わる適任者がおらず選任とすることとなりました。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	メンバーの辞任等で選任の必要が生じた際には、指針に沿ったメンバーを選任するよう努めます。		

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市PFI事業検討会議
-------	-------	---------	--------------

現在員	9 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性委員を確保すべく調整を行ったが、PFI事業に関し専門的な知識や経験を有している限られた人材の中から選任せざるを得ず、結果的に調整が整わなかったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	委員の知識やノウハウ等の継承の観点から委員を段階的に改選していく必要があったため。
再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	委員の知識やノウハウ等の継承の観点から委員を段階的に改選していく必要があったため。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	「女性数・女性比率」「在任4年超」「再任2回以上」については指針の基準を満たさない状況となっておりますが、これらの項目について、今後、段階的に委員を改選する過程で指針を満たすよう努めます。

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市建設事業評価有識者会議
-------	-------	---------	----------------

現在員	6 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	工学系に関する女性の有識者が少なく、女性登用率を満たしておりません。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	指針については十分認識しており、今後、委員選定を行う際は、女性委員の登用に最大限務めます。

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市大規模事業リスク管理会議
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 14%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	外部委員の選定にあたっては、本市や他の自治体での経験から行政分野を熟知していること等を考慮したうえで選定したことや、内部委員の特別職に女性がいないことから、結果的に女性登用率を満たすことができませんでした。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	今年度も本会議を継続していくこととなり、議論の継続性を確実にするため再任しています。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	今年度も本会議を継続していくこととなり、議論の継続性を確実にするため再任しています。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	過去の本市事業においてリスクマネジメントの欠如等が指摘されたことを受け、本市のトップマネジメントの拡充によるリスク管理の強化を図るため、外部有識者の客観的・専門的意見を直接聴取する必要があることから、市長及び財務リスクの管理を所管する所属を担任する副市長並びに大規模事業を所管する所属を担任する副市長の3名の特別職が委員となっています。		
今後の見直し方針	指針の重要性については十分認識しているところであり、女性委員の登用については、指針の基準を満たすよう最大限務めます。		

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市特定団体経営監視会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該会議の継続性を確保するため1年限定で再任しています。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該会議の継続性を確保するため1年限定で再任しています。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市会附帯決議において、専門家を交えた、市長、副市長を構成員とする債権監視委員会（現 特定団体経営監視会議）を設置することを求められているため。		
今後の見直し方針	令和4年度いっばいで在任4年を超える委員が退任し、令和5年度より新委員の就任を予定しています。		

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市公文書管理委員会
-------	-----	---------	-------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公法学分野の教授等の委員を選任するに際し、女性の委員の委嘱を検討したが、適任者が見つからなかったため
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今回改選の新任委員について、指針の基準を満たす数の女性委員を選任することができなかったが、次の選任時には、指針の基準を満たす女性数を確保するべく依頼等を行う。

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市個人情報保護審議会
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 38%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく弁護士会への推薦依頼を行ったが、結果的に女性適任者の推薦を必要数受けることができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>今回改選の新任委員すべてについて、指針の基準を満たす女性数を確保すべく依頼等を行ったが、結果的に女性適任者の推薦を必要数受けることができず指針の基準を満たす数の女性を採用することができなかった。次の改選時には、指針の基準を満たす女性数を確保すべく、推薦依頼等の相手先を増やす等により、対応する予定。</p>		

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市人事監察委員会
現在員	9 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 44%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>大阪市人事監察委員会は、職員の懲戒処分や再就職禁止団体への再就職についての意見具申その他必要な事項に関する調査審議を行う委員会である。</p> <p>委員には、職員の権利利益に大きく関わる内容について公正な判断をしていただく必要があり、そのためには、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有し、かつ本市事情に常に精通しながら、これまでの考え方や経過も含めて、過去との均衡を図ったうえで、継続的な判断が求められるため。</p>		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>大阪市人事監察委員会は、職員の懲戒処分や再就職禁止団体への再就職についての意見具申その他必要な事項に関する調査審議を行う委員会である。</p> <p>委員には、職員の権利利益に大きく関わる内容について公正な判断をしていただく必要があり、そのためには、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有し、かつ本市事情に常に精通しながら、これまでの考え方や経過も含めて、過去との均衡を図ったうえで、継続的な判断が求められるため。</p>		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>大阪市人事監察委員会は、職員の懲戒処分や再就職禁止団体への再就職についての意見具申その他必要な事項に関する調査審議を行う委員会である。</p> <p>委員には、職員の権利利益に大きく関わる内容について公正な判断をしていただく必要があり、そのためには、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有し、かつ本市事情に常に精通しながら、これまでの考え方や経過も含めて、過去との均衡を図ったうえで、継続的な判断が求められるため。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	特になし		

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市非常勤職員公務災害等補償審査会
-------	-----	---------	--------------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	常勤職員の公務災害補償に係る地方公務員災害補償基金支部審査会の委員構成は、行政経験者、弁護士、医師としており、同基金との均衡の観点から、大阪市非常勤職員公務災害等補償審査会においても、定数3名中2名は同一の委員（いずれも男性）を委嘱しているため。なお、女性登用推進の観点から女性1名を本審査会の委員としている。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	常勤職員の公務災害補償に係る地方公務員災害補償基金支部審査会の委員構成は、行政経験者、弁護士、医師としており、同基金との均衡の観点から、大阪市非常勤職員公務災害等補償審査会においても、定数3名中2名は同一の委員を委嘱しているため。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	常勤職員の公務災害補償に係る地方公務員災害補償基金支部審査会の委員構成は、行政経験者、弁護士、医師としており、同基金との均衡の観点から、大阪市非常勤職員公務災害等補償審査会においても、定数3名中2名は同一の委員を委嘱しているため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	再任2回以上及び70歳超の委員については、引き続き地方公務員災害補償基金支部審査会の委員との均衡を図りつつ、女性の登用についても検討を図っていきます。

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市国民保護協議会
-------	-------	---------	------------

現在員	30 人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）および大阪市国民保護協議会条例に明記されているため。
女性数・女性比率	2 人 ・ 7%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	職務指定で就任依頼をしているため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	6 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）および大阪市国民保護協議会条例に明記されているため。
今後の見直し方針	なし

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 14%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して、専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため、各関係団体に選任を依頼しましたところ、委員という責務上一定の役職の方が選任されておられることから、結果として基準を満たさない状態となっています。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して、専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため、各関係団体に選任を依頼しましたところ、委員という責務上一定の役職の方が選任されておられることから、結果として基準を満たさない状態となっています。		
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して、専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため、各関係団体に選任を依頼しましたところ、委員という責務上一定の役職の方が選任されておられることから、結果として基準を満たさない状態となっています。		
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新型インフルエンザ等の感染症に関して、専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため、各関係団体に選任を依頼しましたところ、委員という責務上一定の役職の方が選任されておられることから、結果として基準を満たさない状態となっています。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後については、関連団体等に対し、指針の趣旨を十分に説明し、推薦にあたって検討いただくなど、改善を図っていきます。		

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市防災会議
現在員	47 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	災害対策基本法に基づき大阪市防災会議条例で委員構成を定めているため、基準を満たさない状態となっています。		
女性数・女性比率	12 人 ・ 26%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命していますが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっています。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	11 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命していますが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっています。		
再任2回以上	20 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命していますが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっています。		
70歳超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	災害対策の検討並びに大阪市地域防災計画の修正を行うにあたり、自主防災組織を構成する者や学識経験がある者の参画を得ていることから結果として基準を満たさない状態となっています。		
本市職員	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	災害対策の検討並びに大阪市地域防災計画の修正を行うにあたり、本市の防災体制を強化するため本市職員からも委員を任命していることから結果として基準を満たさない状態となっています。		
今後の見直し方針	男女共同参画の視点から女性の人権や生活が守られ、安心できる災害対策の検討並びに大阪市地域防災計画の修正を行うにあたり、女性の視点が十分に発揮・活躍できる環境整備への取組みを整えるよう努めていきます。		